

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第79号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（金融機関が債務を保証する場合の貸付金の額の特例）</p> <p>5 令和3年3月30日から<u>令和6年3月31日</u>までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であって、かつ、借主が第6条第1項ただし書に規定する債権の保全上支障がないと知事が認める場合に該当する場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の90以内とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（金融機関が債務を保証する場合の貸付金の額の特例）</p> <p>5 令和3年3月30日から<u>令和9年3月31日</u>までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であって、かつ、借主が第6条第1項ただし書に規定する債権の保全上支障がないと知事が認める場合に該当する場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の90以内とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。